

東海体育学会会則

1. 総 則

第1条 この会は、東海体育学会と称する。

第2条 この会は、体育に関するあらゆる科学的研究をなし、体育学の発展を図り体育の実践に寄与することを目的とする。

第3条 この会には、専門分科会を置くことができる。

2. 会 員

第4条 この会は、正会員のほか、学生会員を置くことができる。

(1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および理事会の承認を得て、規定の会費を納入した者とする。

(2) 学生会員は、大学の学部学生およびそれに準ずる者で正会員の推薦および理事会の承認を得て、規定の会費を納入した者とする。

第5条 会員はこの会の機関紙、その他研究情報に関する刊行物等の配付を受けることができる。また所定の手続きを経てこの会の行うあらゆる事業に参加することができる。

第6条 会員で2カ年間会費を納入しない者および郵便物の配送が不可能であった際には退会したものとみなす。

第7条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める必要事項を会長に届けなければならない。

3. 組織および運営

第8条 この会の会務ならびに事業を運営するために、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 理 事 会員の25分の1名

(3) 監 事 2名

2 会長推薦理事を若干名置くことができる。

第9条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 理事は理事会を構成し、この会の事業執行の責任を負い、会務を処理する。

3 監事はこの会の財務、業務等の会務を監査する。

4 顧問はこの会の運営に関し必要に応じて助言を行う。

第10条 役員任期は、郵送での選挙後の1月1日より、その翌年の12月31日までの2年間とし、(同一職では)2期の重任を限度とする。

第11条 会長は東海地域に在勤する正会員の中から選挙により、正会員の投票で決定する。

第12条 理事は東海地域に在勤する正会員の中から選挙により、正会員の投票で決定する。

2 会長推薦理事は理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 理事に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。

第13条 監事は東海地域に在勤する正会員の中から会長が委嘱する。

第14条 この会には顧問を置くことができる。顧問は東海体育学会の会長等の役員経験者の正会員の中から理事会の推薦により、総会での承認を得て決定する。

第15条 会務を補佐するため、会長の指名により、幹事若干名を委嘱することができる。

第16条 この会の運営は、次の機関による。

(1) 総会

(2) 理事会

第17条 通常総会は毎年1回学会大会の際に開き、出席した正会員を以って構成する。総会は役員提出の重要事項を議決する。総会は会長がこれを招集する。

第18条 会長および理事会が必要と認めた場合、または正会員の要求があつて理事会が適当と認めた場合には、臨時総会を開くことがある。

- 第19条 総会の議事は出席者の過半数を以って決する。
第20条 理事会は、選挙によって選出された理事の互選により理事長を選出する。理事長は理事会を招集し、その議長となる。
第21条 理事会には、業務を円滑に遂行するため、次の委員会をおく。
庶務、会計、企画、広報、学会大会、編集
第22条 理事会は理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。ただし、予め書面を以って当該議事に対する意向を表示した者を出席者とみなす。

4. 事 業

- 第23条 この会の目的を達するため、次の事業を行う。
(1) 学会大会の開催
(2) 研究会、講演会の開催
(3) スポーツ健康科学研究の刊行
(4) 会報の発行
(5) その他この会の目的に資する諸事業
第24条 学会大会は毎年1回以上開き、研究成果の発表を行う。
第25条 この会の事業を推進するため、地域的な会を設けることができる。

5. 会 計

- 第26条 この会の経費は、次の収入によって支弁する。
(1) 会員の会費
(2) その他の収入
第27条 会員の会費は次の通りとする。
(1) 正会員 年度額 3,500円
(2) 学生会員 年度額 1,500円
第28条 この会の会計年度は1月1日より12月31日までの1年間とする。

6. 役 員 選 挙

- 第29条 役員選挙を円滑ならしめるため、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員は理事会各委員会のなかから選出された理事各1名および監事とする。
第30条 正会員の所属地域は、原則として在勤する地域とする。
第31条 会長の選挙は、正会員の書面による単記無記名投票により行い、得票最上位者を選出する。ただし、最上位者の得票数が同数の場合、再度正会員の書面による無記名投票により決選投票を行い、得票最上位者を選出する。なお、決選投票で得票数が同数の場合、抽選により決定する。
第32条 理事の選挙は、正会員の書面による5名連記無記名投票により、各県の得票数上位2名の計8名の理事を選出し、残りの理事を得票上位者から選出する。ただし、末位の者の得票数が同数の場合には、抽選により決定する。

7. 会 則 改 正

- 第33条 この会の会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附 則

この会の事務局は、理事会の議を経て決定する。

- 改正 昭和45年2月1日
改正 昭和51年2月1日
改正 昭和52年12月4日
改正 昭和55年12月7日

改正 昭和57年12月5日
改正 昭和61年10月5日
改正 昭和62年11月28日
改正 昭和63年11月27日
改正 平成5年9月26日
改正 平成7年11月19日
改正 平成9年11月9日
改正 平成12年11月18日
改正 平成17年10月30日
改正 平成22年10月31日
改正 平成24年10月27日
改正 平成25年11月3日
改正 平成26年10月25日
改正 平成28年10月30日